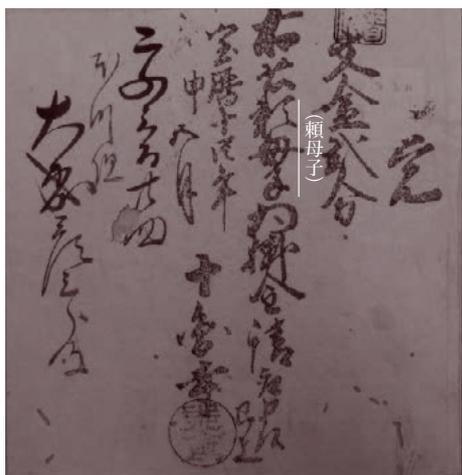


村人の暮らしと寺社

江戸時代の水戸藩領では、村ごとに鎮守が一つ置かれていました。一般的に村の鎮守では、新年には豊作を祈り、秋には収穫を感謝し、日照りの夏には雨乞いをし、時には村人の願掛けのため太々神樂が奉納されたりしました。一方で寺院は、個人が寺の檀家であり禁止宗教の信者ではないことを保証する、江戸幕府の重要政策（寺請制度）の担い手として存在しました。水戸藩では、寺院がみだりに儲けたり人々を惑わせたりしないよう厳しく統制していましたが、実のところ、村人との関係はどうだったのでしょうか。

これは、宝暦14年（1764）5月に十円寺から長倉村本町組の大森彦三郎に宛てた文書で、頼母子の掛け金として文金2分（小判の半分の価値）を受け取ったと記してあります。頼母子とは、発起人と仲間とが所定の金品を出し合って、抽選等の方法により仲間の一人に金品を融通し、全員が取得するまで続ける互助的金融です。この場合、十円寺が発起人で、大森彦三郎には「二千三百廿四」の番号が付されています。受取証は前半部が木版刷りで後半部が直筆ですから、十円寺では受取証を予め複数枚用意しておき、発行の手間を省いていたわけですね。大規模な頼母子講を組織していたのかもしれない。

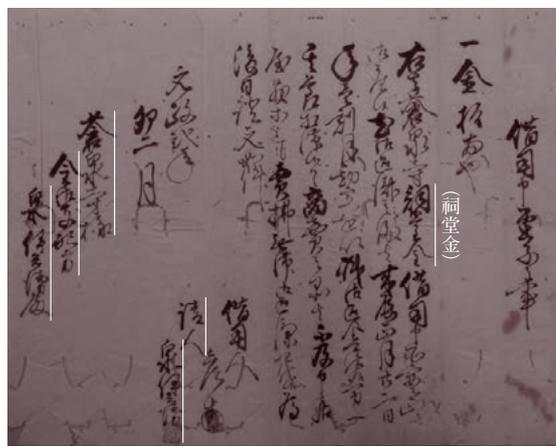


▲頼母子掛金受取之事（大森智家文書1009、茨城県立歴史館寄託）長倉村の庄屋を務め、江戸時代後期には紙問屋を営んだ大森家に伝わった文書群



川上 真理 氏
近世史部会協力員 筑波大学研究員

次は、文政2年（1819）2月、大森彦重が蒼泉寺から金10両を借用した文書です。これは、蒼泉寺の祠堂金から借りたもので、翌年1月22日までに年利1割の月賦で返金する約束です。遅れたならば、商売の品ばかりか家屋敷も売り払って返済するともあります。祠堂金とは先祖供養のために寺に納めた金銭で、寺ではこれを貸付に利用していました。面白いのは、請人（保証人）である泉伊兵衛が、「蒼泉寺様 金御支配方 泉伊兵衛殿」と蒼泉寺の役人でもある点です。現代ならば、利益相反と言われそうです。



▲借用申金子之事
（大森智家文書709、茨城県立歴史館寄託）

近世編では文化に関して調べています。文化とは、名だたる文芸作品や際だった技芸のことだけではありません。郷土で培われた生活の様式そのものが文化です。そうした視点から、常陸大宮市域の豊かな文化を記述できればよいと考えています。

■問い合わせ■

文化スポーツ課

文化・スポーツグループ ☎52-1111(内線344)